


「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめ(令和8年5月)を踏まえ、以下の制度整備を行う。

改正事項① 地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し

(検討会取りまとめの記載内容)


- ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当
- その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要
 - ・社数が多い地域ほど人口減少の影響を強く受けているという状況を踏まえると、4事業者がいる放送対象地域において認める意義は大きい一方で、事業者数が少ない地域ほど経営が脆弱であることを踏まえると、そういった地域を制度の枠外に置くことは整合性を欠くのではないか
 - ・キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、相対的に経営体力があることから、同一放送対象地域内の兼営・支配を認めることの必要性や緊急性に乏しく、市場支配力の強化に繋がりがねないことから、対象に入れることは避けるべきではないか

 マスメディア集中排除原則に関する省令※及び放送法施行規則において、**地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。**
(詳細は次頁参照。) ※基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

改正事項② 基幹放送普及計画のアップデート

(検討会取りまとめの記載内容)

- 指針(※)については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、①の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当
※「基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」として、全国の各地域で民放4系統の放送がままねく受信できることが指針とされている
- 放送の維持・確保といった視点や放送番組の活用といった視点、視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当
- 今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に繋がる取組を進めることが適当

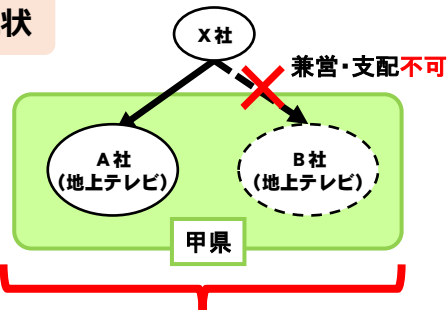
 基幹放送普及計画の第1(基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項)において、**地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正するとともに、自社制作の放送番組その他の情報を配信するなど地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記。**

放送事業者の経営基盤強化の観点から、経営の選択肢の拡大のため、地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。

(1) 同一放送対象地域における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和

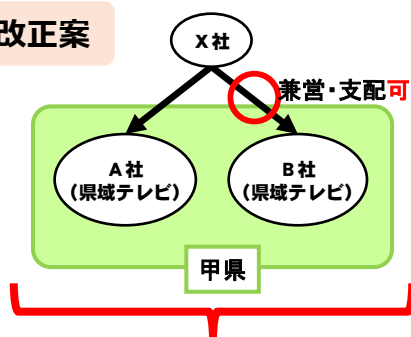
- ✓ 地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において一の者が兼営・支配することができる数を1局から2局へ緩和。
- ✓ ただし、影響の大きさに鑑み、同一放送対象地域において広域放送を行う者同士の兼営・支配は不可。

現状

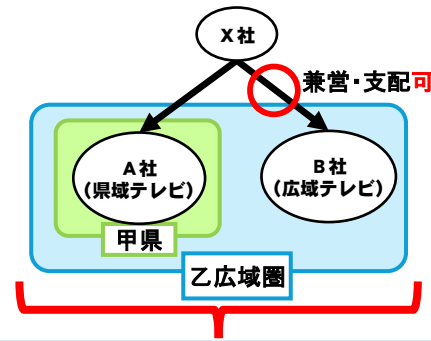


同一放送対象地域において
地上テレビ1局超の兼営・支配不可

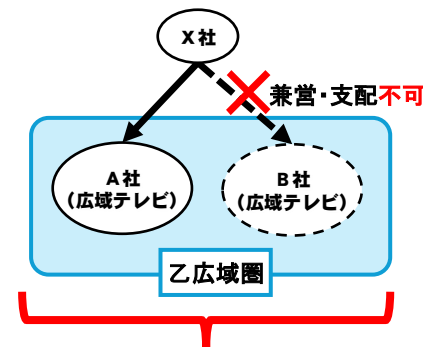
改正案



同一放送対象地域において
県域テレビ2局まで
兼営・支配可



放送対象地域が重複する
県域テレビ1局と広域テレビ1局
の兼営・支配は可

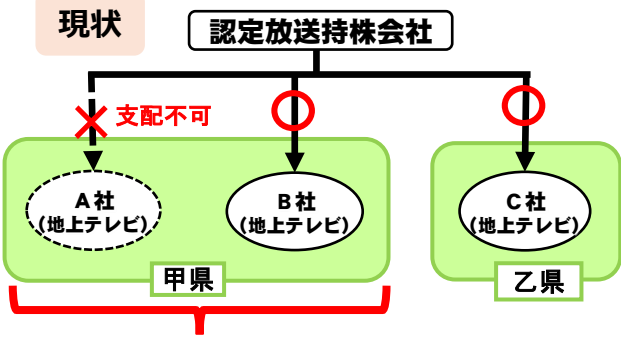


同一放送対象地域の
広域テレビ2局の
兼営・支配不可

(2) 認定放送持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和

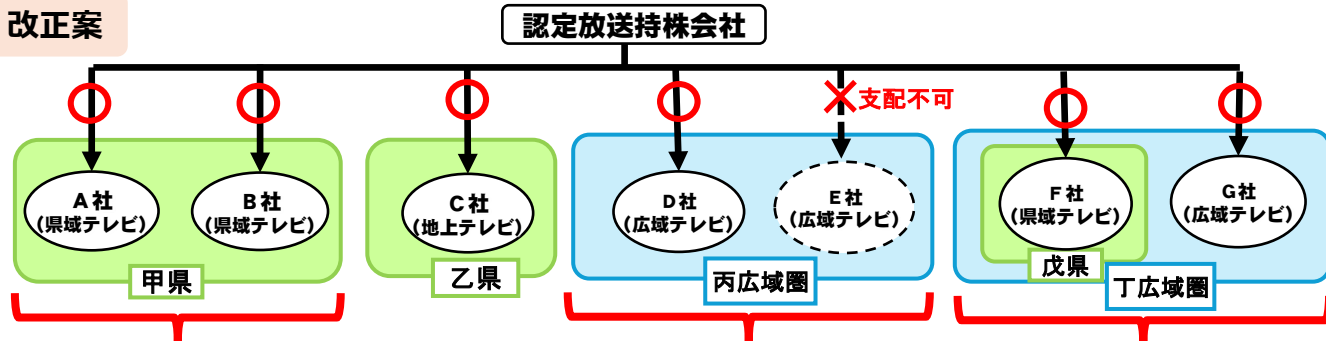
- ✓ (1)の緩和に併せ、一の放送対象地域において認定放送持株会社が傘下に置くことができる地上テレビジョン放送者の数を1から2へ緩和。
- ✓ なお、一の放送対象地域において広域放送を行う地上テレビジョン放送者の扱いについては、(1)と同様。

現状



放送対象地域ごとに地上テレビ1局まで

改正案



放送対象地域ごとに地上テレビ2局まで (広域放送は1局まで)